

1. 分離元企業（P社） 対価が現金or株式で判断

- 売却益ならぬ移転損益を計上する。)

(借) 投 資 有 価 証 券	99,000	(貸) 諸 資 産	50,000
		利 益 剰 余 金	49,000
		(移 転 損 益)	

2. 分離先企業（S 社, A 社, B 社） 自分が子会社or子会社以外かで判断

- ① 子会社 事業の資産・負債は簿価で受け入れる,
※分離元（P 社）の逆仕訳のイメージ（金額のみ）でも OK
（イメージ：自分は子会社なので親会社の言うこと（簿価）に従う
→親会社がもともと計上している「簿価」で仕訳する。）

i 対価現金 （【例題 4－2】）

(借) 諸	資	産	50,000	(貸) 諸	資	産	99,000
の	れ	ん	49,000	(現		金)	

ii 対価株式 （【例題 4－4】～【例題 4－6】）

(借) 諸	資	産	50,000	(貸) 資	本	金	50,000
-------	---	---	--------	-------	---	---	--------

- ② 子会社以外 事業の資産・負債は時価で受け入れる
（イメージ：自分は子会社ではないので分離元企業 P 社の言うこと（簿価）は無視！
→資産負債は「時価」で計上する。）

i 対価現金 （【例題 4－1】，【例題 4－3】）

(借) 諸	資	産	70,000	(貸) 諸	資	産	99,000
の	れ	ん	29,000	(現		金)	

ii 対価株式 （【例題 4－7】～【例題 4－10】）

(借) 諸	資	産	70,000	(貸) 資	本	金	99,000
の	れ	ん	29,000				